

亀山市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年1月20日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21965
- 3 路線名 川合54号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
川合町字里沢 475番1地先	川合町字里沢 475番2地先	52.00	最小	6.00
			最大	10.60

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21966
- 3 路線名 川合55号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
川合町字里沢 475番8地先	川合町字里沢 475番6地先	27.40	最小	6.00
			最大	9.60